

姫路市特別指定区域活性化応援補助金の対象事業について

対象となる事業

- ① 地域の伝統・文化の伝承のために行う事業
- ② 地域への移住及び定住を促進する情報を発信するために行う事業
- ③ 地域の魅力を高め、地域の活性化を図るために行う事業
- ④ 前3号に掲げるもののほか地区土地利用計画に定める取組等を実施するために必要であると市長が認める事業

対象とならない事業

- ① 特定の個人または団体のみが利益を受ける事業
- ② 地域の秋祭りその他の定例行事
- ③ 協議会以外の団体が主催する事業
- ④ 国、県、もしくは市又はそれらの外郭団体の財政的な支援制度の対象となる事業
- ⑤ 政治、宗教又は営利を目的とする事業及び公序良俗に反する等補助対象として適切でないと認められる事業

(事業例)

対象となる事業
<ul style="list-style-type: none">・地域のまちおこしイベント (農業の若者体験、郷土料理のふるまい、まちあるき、移住相談会等)・特別指定区域を周知・広報するためのチラシ、ポスター、案内板、ホームページ等の作成・親子で学ぶ地域の歴史文化勉強会
対象とならない事業
<ul style="list-style-type: none">・地元のNPO団体等が実施する事業、子供会、婦人会等の事業など他の団体が主催する事業・地域夢プラン事業、姫路市提案型協働事業など、他からの支援事業・視察旅行